

随意契約理由書

1 案件名称

消防救急デジタル無線設備機器更新業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

消防救急デジタル無線設備は、火災、救急等の各種災害における指令、災害現場での指揮命令や情報収集等に使用する、消防活動に不可欠な設備である。

現行の設備は平成 25 年 3 月から稼動を開始し、老朽化による稼動停止や保守部品の枯渇による保守の打切りが懸念される。本業務は、これらの機器を更新し引続き安定稼動を図るものであり、当該設備の性質上、運用を停止することなく、また現行機能に影響を与えないよう設備更新を行う必要がある。

上記業者は、当局の消防救急デジタル無線設備を開発・納入した富士通株式会社より消防・救急デジタル無線事業を承継した者で、デジタル無線設備独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備） （電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

高圧ガス製造設備定期自主検査（1）業務委託

2 契約の相手方

バウアーコンプレッサー株式会社

3 随意契約理由

高圧ガス製造設備は、高圧ガス保安法35条の2に基づき定期自主検査を行い、高圧ガス保安法に定める技術上の基準に適合させる必要がある。

当該設備は、ドイツのバウアーコンプレッソーレンGMBH（以下「製造会社」という。）製で同社独自の技術で製作されており、定期自主検査及び整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

上記業者は製造会社から日本の総販売代理店としてアフターサービス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本業務は上記業者以外では履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6189）

随意契約理由書

1 案件名称

高圧ガス製造設備定期自主検査（2）業務委託

2 契約の相手方

株式会社 松原鉄工所

3 随意契約理由

高圧ガス製造設備は、高圧ガス保安法35条の2に基づき定期自主検査を行い、高圧ガス保安法に定める技術上の基準に適合させる必要がある。

当該設備は、上記業者が製造したもので同社独自の技術で製作されており、定期自主検査及び整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

よって、本業務は上記業者以外では履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6189）

随意契約理由書

1 案件名称

消防艇基本設計業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 日本造船技術センター

3 随意契約理由

今回設計の対象となる消防艇（以下「当該消防艇」という。）は、緊急時の即応体制が要求される高速航行及び熱量の多い船舶火災やコンビナート火災等に対応する大量放水能力を備え、大型の機関や大型消防ポンプ装置の他に、救助活動範囲を広げる搭載艇を積載する等、特殊構造仕様とした大型消防艇である。

当該消防艇の基本設計には、大型消防艇に関する豊富な設計業務の経験及び特殊構造の船舶の設計評価を的確に行うための豊富な技術データを得ることが可能な船舶設計用水槽試験施設を有していることが必要である。

上記事業者は、設立以来多くの各種船舶の基本設計を行った実績を有し、昭和 63 年以降の大型消防艇建造に係る基本設計は全て上記事業者が実施しており、上記技術データを得るための船舶設計用水槽試験施設を保有する国内で唯一の設計事業者である。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6195）

随意契約理由書

1 案件名称

車載端末装置導入業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

当局が保有する車載端末装置は、消防車両及び救急車両（以下「消防車両等」という。）の位置や動態を管理し、災害現場に最も早く到着することができる車両を選定する消防情報システムの消防車両動態管理・情報電送機能のうち消防車両等に搭載している装置である。

本システムの開発・納入業者である富士通株式会社は、車載端末関連事業について、上記業者に事業を継承しており、上記業者は開発・納入業者独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有していることから、

消防情報システムの運用を停止することなく車載端末装置を導入することのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条
第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） 電話番号 06-4393-6573

随意契約理由書

1 案件名称

航空従事者技能証明の限定の変更（H155）訓練業務委託

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

本案件は、令和3年度更新のヘリコプター「おおさか」であるエアバス・ヘリコプターズ社製 H155 型式ヘリコプター（以下「H155」という。）の航空従事者技能証明の限定の変更訓練（整備士）を行ない国土交通省航空局の実施試験合格基準を満足し得る水準に到達させるものである。

訓練については製造者発行のトレーニングマニュアル、メンテナンスマニュアルその他整備に必要な関連資料をもって航空整備士実地試験要領に定める整備の方法、取り扱い、各システムの概要、構成、整備方式、検査方法等を訓練するもので専門的な技術や書籍を有しなければ履行することができない。

H155 は、仏国エアバス・ヘリコプターズ社製である。エアバス・ヘリコプターズ社は、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社に本邦での訓練、技術図書等の唯一の販売代理店としている。

よって本案件の 航空従事者技能証明の限定の変更（H155）訓練業務委託については、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）